

ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた基本的考え方(四国地整 Ver.1.0)

対象河川:吉野川、那賀川、物部川、仁淀川、四万十川、肱川、重信川、土器川

策定 令和6年12月25日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

(基本的事項)

1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)や「ドローン情報基盤システム 2.0(DIPS2.0)」(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)も参考に、最新の情報を確認すること。

(河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

2. 河川法上の許可等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ、河川区域内の土地の使用及び河川上空(河川区域内の上空)においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。

ただし、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合、河川法上の許可等の手続きが必要となる。河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地等)もあることから、土地所有者を確認すること。

(「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいう。「継続的」とは、河川上空の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。)

河川事務所等が管理する河川区域内の土地については、「9. 申請先及び連絡先」に示す連絡先に必要な手続きを確認すること。

吉野川水系旧吉野川・今切川、物部川、重信川では、空港等の周辺空域があるため、空港等設置管理者・空域を管轄する機関に確認すること。

また、吉野川、吉野川水系旧吉野川・今切川、那賀川、仁淀川、四万十川、肱川、重信川、土器川では、人口集中地区(DID地区)があるため、国土交通省航空局のウェブサイト(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)等で航空法に基づく無人航空機関係手続き方法を確認すること。

実際に飛行させたい場所が「空港等の周辺の空域」や「人口集中地区(DID地区)」に該当するか否かは、国土交通省航空局のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000004.html)や国土地理院のウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp/#11/35.603160/139.781113/&base=std&ls=std%7Ckokuarea&disp=11&lcd=kokuarea&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0&d=m>)で確認できる。

また、河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、別紙航空写真をよく確認し、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設(施設利用者を含む)への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故[※]が発生した場合には、事故の概要を速やかに所管の河川事務所等や関係機関に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、河川事務所等から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

※ここで言う事故とは、河川管理施設の被災や第三者に対する対人・対物の被災など

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物、公園や自転車道などは、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実施する必要がある。その場合、河川事務所等に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。

各河川上空の飛行にあたっては、橋梁や送電線等の河川横断工作物の通過に伴う法令手続きや関係者との調整が必要となる場合があることから確認すること。

(各河川の管内区域、河川横断工作物等の位置図)

- ・吉野川、旧吉野川、今切川：<https://www.skr.mlit.go.jp/kasen/drone/pdf/yoshinogawa.pdf>
- ・那賀川、桑野川：<https://www.skr.mlit.go.jp/kasen/drone/pdf/nakagawa.pdf>
- ・物部川：<https://www.skr.mlit.go.jp/kasen/drone/pdf/monobegawa.pdf>
- ・仁淀川、宇治川、日下川：<https://www.skr.mlit.go.jp/kasen/drone/pdf/niyodogawa.pdf>
- ・四万十川、後川、中筋川：<https://www.skr.mlit.go.jp/kasen/drone/pdf/shimantogawa.pdf>
- ・肱川、矢落川：<https://www.skr.mlit.go.jp/kasen/drone/pdf/hijikawa.pdf>
- ・重信川、石手川：<https://www.skr.mlit.go.jp/kasen/drone/pdf/shigenobugawa.pdf>
- ・土器川：<https://www.skr.mlit.go.jp/kasen/drone/pdf/dokigawa.pdf>

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、ラジコン飛行場等として利用されている場合にはラジコン等を飛行させる者との調整が必要となることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。また、ヘリポートや公園等が防災ヘリ、ドクターヘリの離発着場として設定されている場合があるため、使用の際には、関係者へ事前に連絡しておくこと。河川区域内の催しや工事等については、河川事務所等から提供している情報を確認するとともに、必要に応じて河川事務所等に情報提供を求めることができる。

(飛行高さ及び運航調整)

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を確保可能な高度で飛行すること。また、河川事務所等がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルートの変更又は近接により調整の必要が生じることがあり、河川事務所等が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、河川事務所等による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルートの変更又は近接により調整の必要が生じた場合は、河川事務所等からの調整に応じること。

(その他)

9. 申請先及び連絡先

河川事務所等の連絡先一覧

河川名	事務所名	担当部所	連絡先
吉野川 旧吉野川 今切川	徳島河川国道事務所	吉野川下流出張所 吉野川上流出張所 旧吉野川出張所	0883-24-4334 0883-62-2396 088-692-5355
那賀川 桑野川	那賀川河川事務所	管理課	0884-22-6592
物部川	高知河川国道事務所	物部川出張所	088-863-2720
仁淀川 宇治川 日下川	高知河川国道事務所	仁淀川出張所	088-894-2044
四万十川 後川 中筋川	中村河川国道事務所	四万十川出張所	0880-36-2320
肱川 矢落川	大洲河川国道事務所	肱川出張所	0893-25-4649
重信川 石手川	松山河川国道事務所	重信川出張所	089-958-8215
土器川	香川河川国道事務所	土器川出張所	0877-22-8318

10. 各河川における情報提供など

洪水に関すること

「川の防災情報」(<https://www.river.go.jp/index>) (国土交通省のウェブサイト)

リアルタイム 降雨量・風向・風速に関すること

「アメダス」(https://www.jma.go.jp/bosai/amedas/#area_type=japan&area_code=010000)

(国土交通省気象庁のウェブサイト)

※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。

- ・「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点から、ドローン物流事業を計画する者をいう。
- ・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
- ・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先における配達人等をいう。